

## 教育・保育，地域子ども・子育て支援事業の圏域の考え方

区分	事業名	圏域	圏域の考え方
教育・保育	幼稚園，保育所，認定こども園 地域型保育事業等	3圏域	3圏域を基本とするが，交通事情による利用者の通園等の動線も考慮していく必要があることから，圏域間の移動を加味する。
地域子ども・子育て支援事業	(1) 時間外保育事業 (延長保育)	3圏域	保育所の整備により利用定員が確保されることを想定しているため，3圏域で確保方策を検討する。
	(2) 放課後児童健全育成事業	3圏域	3圏域を基本とするが，小学校区単位の実態に合わせ検討する。
	(3) 子育て短期支援事業 (ショートステイ)	市全域	養育困難な在宅の子育て家庭の支援を行う制度であり，限られたニーズに対応するため市全域とする。
	(4) 地域子育て支援拠点事業	3圏域	身近な地域における交流・相談機能として拡充していくことから3圏域とする。
	(5-1) 幼稚園における一時預かり事業 (幼稚園型)	市全域	実施する幼稚園の在園児の利用希望について，それぞれの園において対応するものであることから市全域とする。
	(5-2) 保育所，ファミリー・サポート・センター等における一時預かり事業 (幼稚園型以外)	市全域	当事業を実施する保育所，ファミリー・サポート・センター等の多様な資源が混在することから市全域とする。
	(6) 病児保育事業	市全域	病児・病後児という対象者が限られたニーズに対応するものであることから市全域とする。
	(7) 子育て援助活動支援事業 (小学生のみ) (ファミリー・サポート・センター)	市全域	援助を受けることを希望する者 (依頼会員) と，援助を行うことを希望する者 (提供会員) との相互援助活動により，一時預かり事業を実施するものであり，会員を増やしていくことが確保方策となることから市全域とする。
	(8) 利用者支援事業	市全域	保護者からの問い合わせに対し，広範な子育て支援情報の提供や相談を実施することから市全域とする。
	(9) 妊婦健康診査	市全域	医療機関において行っていく実施体制であることから市全域とする。
	(10) 乳児家庭全戸訪問事業	市全域	生後4か月までの乳児のいる家庭を訪問する実施体制であることから市全域とする。
	(11) 養育支援訪問事業等	市全域	必要とする家庭を訪問し，指導・助言を行う実施体制であることから市全域とする。
	(12) 実費徴収に係る補足給付を行う事業	市全域	幼稚園，保育所 (園)，認定こども園等において実費徴収を行うことが出来る費用についての助成であることから市全域とする。
(13) 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業	市全域	教育，保育所 (園)，認定こども園，地域子ども・子育て支援事業等の量的拡大や，良質かつ適切な提供体制の確保を図るための補助であることから市全域とする。	